

1/17  
朝日

# 食費など補助縮小 預貯金額で3区分

## 介護保険改革案 固まる

厚生労働省は、所得の低

い高齢者に介護施設の食費

- ・居住費を補助する「補足給付」の支給要件を厳しくする。いまは預貯金などの資産が「1千万円以下」の人
- 人が対象だが、収入に応じて「650万円以下」「5
- 50万円以下」「500万円以下」の3区分に引き下げる。これで介護制度改革の全貌像が固まつた॥表。

16日の社会保障審議会

(厚労相の諮問機関)の部

会に補足給付の見直し案を

示し、大筋で了承された。

増え続ける介護費用を抑える狙いがあり、2021年度から実施する予定。補足給付を受けながら特別養護老人ホームなどの施設で15年間暮らすのに必要な平均額から、預貯金などの新たな基準を設定した。また、年収が120万円超の人には、補足給付の食費部分を月2万2千円減らす。

施設のショートステイ利用者への補足給付についても、収入に応じて食費を1

方針だ。  
厚労省はすでに、高所得世帯の介護サービス利用時の自己負担の上限引き上げや、在宅サービス利用計画(ケアプラン)の作成費などへの自己負担の導入見送りなどを決めている。(石川春菜)

■介護保険制度の改革案

	改革案
介護サービス利用時の自己負担の月額上限 【現状】 4万4400円(世帯年収が約383万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4万4400円(約383万円以上)</li> <li>・9万3000円(約770万円以上)</li> <li>・14万100円(約1160万円以上)</li> </ul>
介護施設の食費・居住費の補助 【現状】 住民税非課税世帯で、預貯金などが単身で1千万円以下の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年収80万円以下の人 預貯金650万円以下の場合</li> <li>・年収80万円超~120万円以下の人 預貯金550万円以下の場合</li> <li>・年収120万円超の人 預貯金500万円以下の場合</li> </ul>

- ・ケアプラン作成費への自己負担導入
- ・要介護1、2の生活援助サービスを市区町村事業に移行
- ・介護サービス利用時の自己負担(原則1割)で2、3割負担の対象者拡大

→ いずれも  
見送り

日210～650円減らす